

笠岡市障がい福祉計画(第4期)

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

笠岡市

目 次

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画策定の考え方	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3

第 2 章 障がい者等を取り巻く現状

1	現状人口	4
2	身体障がい者の現状	5
3	知的障がい者の現状	7
4	精神障がい者の現状	8
5	難病の人の現状	8

第 3 章 笠岡市障害福祉計画（第 3 期）の実績

1	施設入所者の地域生活への移行	15
2	福祉施設から一般就労への移行	15
3	障がい福祉サービス	17
4	地域生活支援事業	24

第 4 章 数値目標・障がい福祉サービス等の見込量

1	施設入所者の地域生活への移行	28
2	地域生活支援拠点等の整備方針	28
3	福祉施設から一般就労への移行	29
4	就労移行支援事業の利用者数	30
5	障がい福祉サービス	31
6	地域生活支援事業	35

第 5 章 障がい福祉サービス等の見込量確保のための方策

1	訪問系サービス	38
2	日中活動系サービス	38
3	居住系サービス	38
4	相談支援	39
5	地域生活支援事業	39

第 6 章 計画の推進に向けて

1	計画の実施体制	40
2	計画の進行管理	40

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

わが国の障がい者福祉施策は、平成18年度の障害者自立支援法の施行によって大きな変革を迎えました。障害者自立支援法は、①身体、知的、精神障がい者に対する福祉サービスの一元化、②市町村を主体とした利用者本位のサービス体系への再編、③障がい者の就労支援の抜本的強化、④支給決定の透明化・明確化、⑤安定的な財源の確保などを通じて、障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう自立と共生の社会を実現するための体制づくりを目指し、施行されました。

一方で、同法については利用者負担を応益負担としたことなど、様々な課題が指摘されることになりました。平成21年度からはじまった障がい者制度改革の動きを受けて、同法は平成22年12月に一部が改正され、①利用者負担の応能制度への見直し、②障がい者の範囲に発達障がいが含まれることの明確化、③地域移行支援、地域定着支援の個別給付化、④放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、⑤グループホーム、ケアホーム利用に対する家賃助成創設、⑥同行援護の創設などの改革が行われました。

さらに、平成24年6月には、障害者自立支援法に代わる新たな法として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が成立しました。同法では、①障がい者の範囲に難病等を加えること、②重度訪問介護の対象拡大、③ケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われました。

同法は平成25年4月から順次施行（一部施策は平成26年4月施行）されるとともに、法の施行後3年をめぐりとして、障がい福祉サービスのあり方や障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方について検討することとされています。

そうした背景を踏まえて今回、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間として、平成24年3月に策定された「笠岡市障害福祉計画（第3期）」が終了することから、その進捗状況や課題等を踏まえ、平成27年度から平成29年度末に向けて、障がい福祉サービス等の見込量及びその確保に関する方策を定める「笠岡市障がい福祉計画（第4期）」を策定するものです。

2 計画策定の考え方

(1) 法的な位置付け

今回の見直しでは、平成 24 年 3 月に策定した「第 3 次笠岡市障害者福祉計画・笠岡市障害福祉計画（第 3 期）」のうち、第 3 次笠岡市障害者福祉計画については、計画期間が平成 29 年度までとなっていることから見直さず、笠岡市障がい福祉計画（第 4 期）を策定することとします。

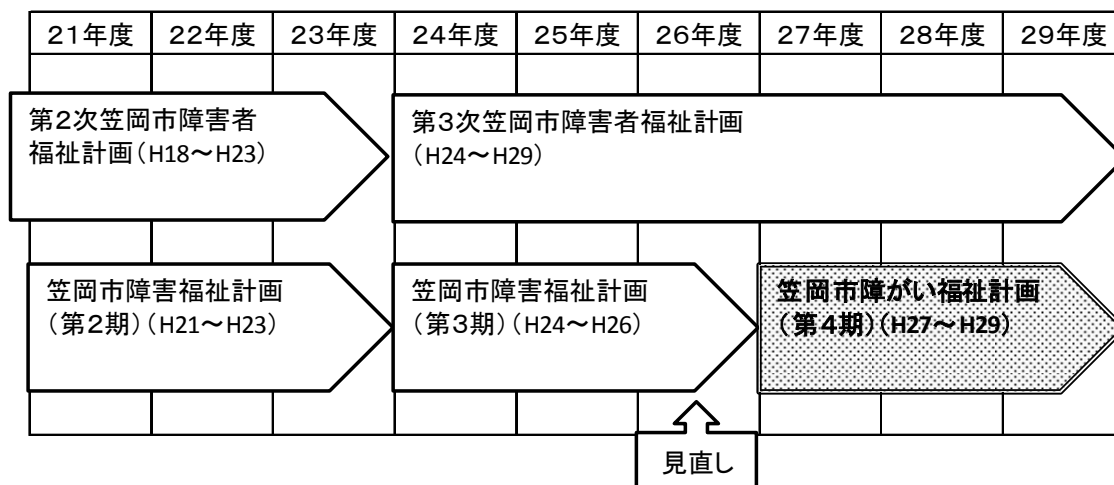
笠岡市障がい福祉計画（第 4 期）については、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、国の定める基本指針（以下「基本指針」という。）に即して障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込量及びその確保等に関する計画となります。

【参考資料】障害者総合支援法第 88 条第 1 項

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

計画の期間については、基本指針に即して障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成 29 年度末の目標の設定等を行うことから、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。



【参考】障害者総合支援法附則第3条

第3条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会活動を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 計画の策定体制

(1) 笠岡市福祉施策審議会

笠岡医師会、笠岡市歯科医師会、障がい福祉サービス事業所、家族会、行政機関等に加え、公募市民を含む14名で構成する「笠岡市福祉施策審議会」において、計画に関する協議を行いました。

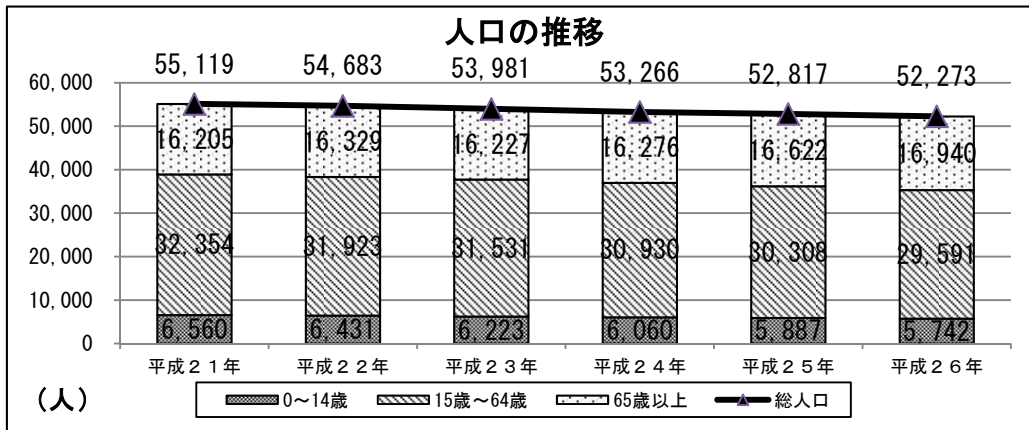
第2章 障がい者等を取り巻く現状

1 現状人口

(1) 人口推移

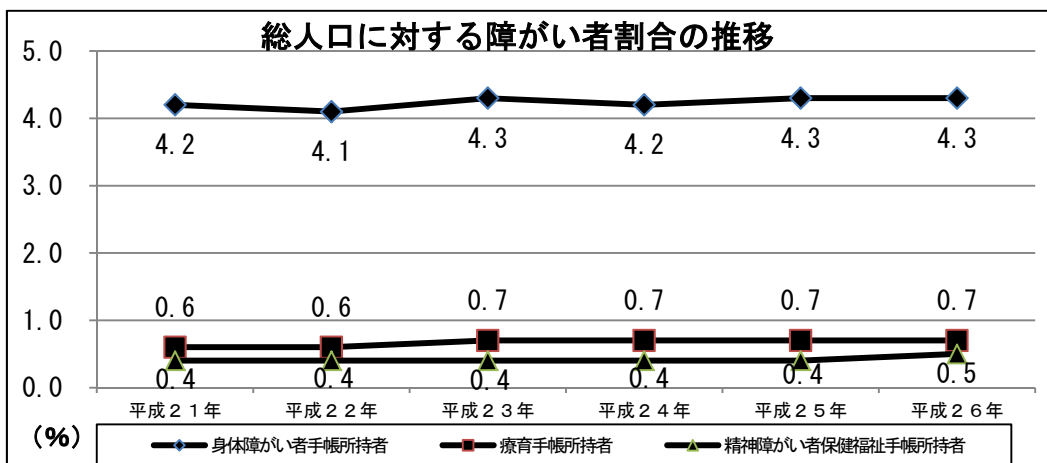
笠岡市の人口は減少傾向が続いており、平成26年4月1日現在では52,273人となっています。

年齢3区分別に見ると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は継続的に減少しています。老年人口(65歳以上)は、平成22年から平成23年に関しては減少したものの、平成24年以降増加に転じています。



(2) 総人口に対する障がい者手帳所持者割合の推移

総人口は減少傾向にある中で、障がい者手帳所持者割合については、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を併せた3障がいともに維持もしくは微増の傾向にあります。特に、近年の社会情勢を反映して精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、割合の変化はほとんどないが、人数自体は増えている(P8参照)のが現状です。

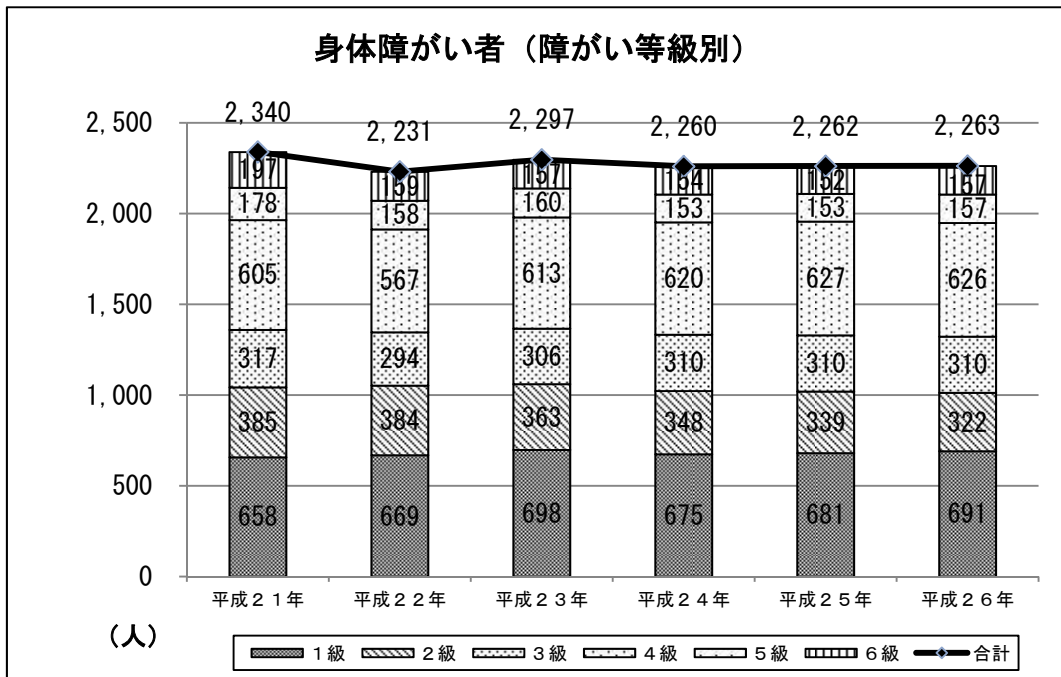


2 身体障がい者の現状

(1) 等級

身体障がい者手帳所持者数は、平成 21 年以降増減を繰り返していますが、直近 3 年間は、ほぼ横ばいの状態が続いています。

各等級については、平成 21 年から平成 26 年にかけて増減がそれぞれありますが、「1 級」(+5.0%)「4 級」(+3.5%)については増加傾向が見られます。他の等級については減少が見られ、「2 級」(-16.4%)「3 級」(-2.2%)「5 級」(-11.8%)「6 級」(-20.3%)となっています。

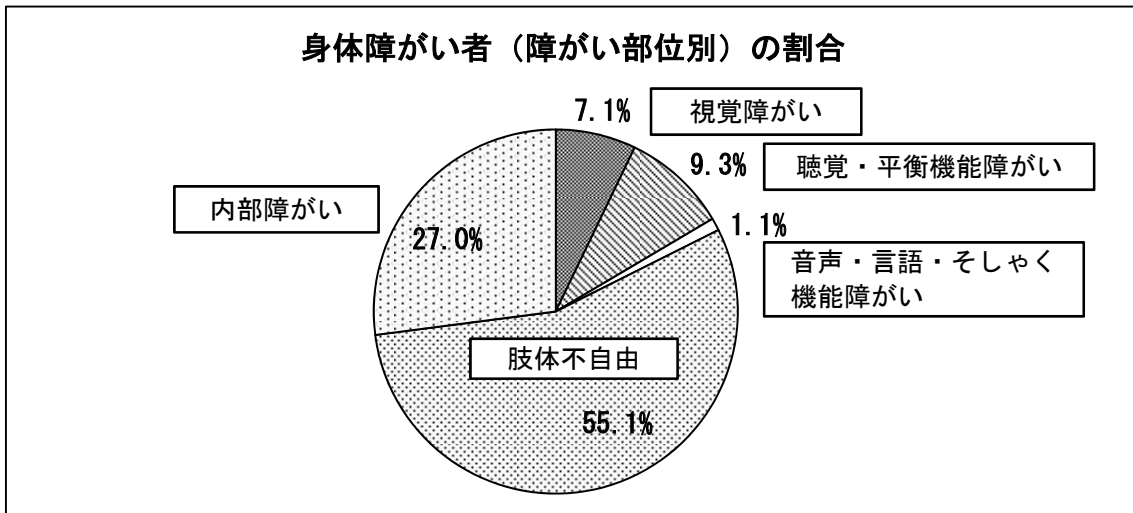


注：グラフの表記について

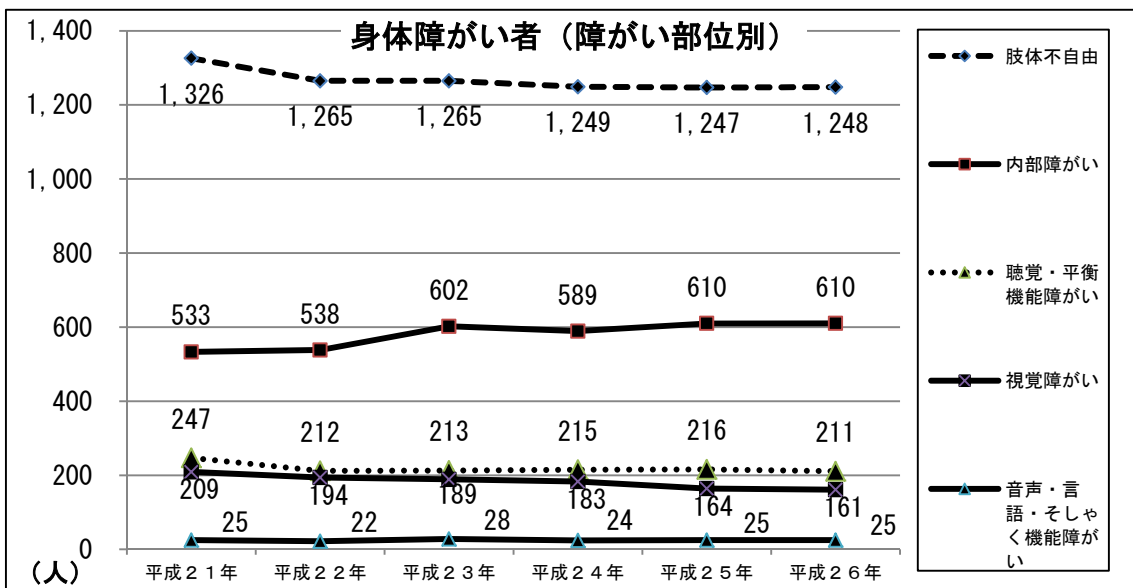
数値の基準日としては、各年の 3 月 31 日ですが、他の計画との整合性を図るため、4 月 1 日表記としています。

(2) 障がい種別の推移

身体障がい者の障がい種別割合は、平成 26 年 4 月時点では合計 2,263 人のうち、「肢体不自由」が最も多く 55.1%と過半数を超えており、次いで「内部障がい」27.0%「聴覚・平衡機能障がい」9.3%「視覚障がい」7.1%「音声・言語・そしゃく機能障がい」1.1%となっています。各種別の割合については 3 年前と比較してほぼ同様の傾向にあります。



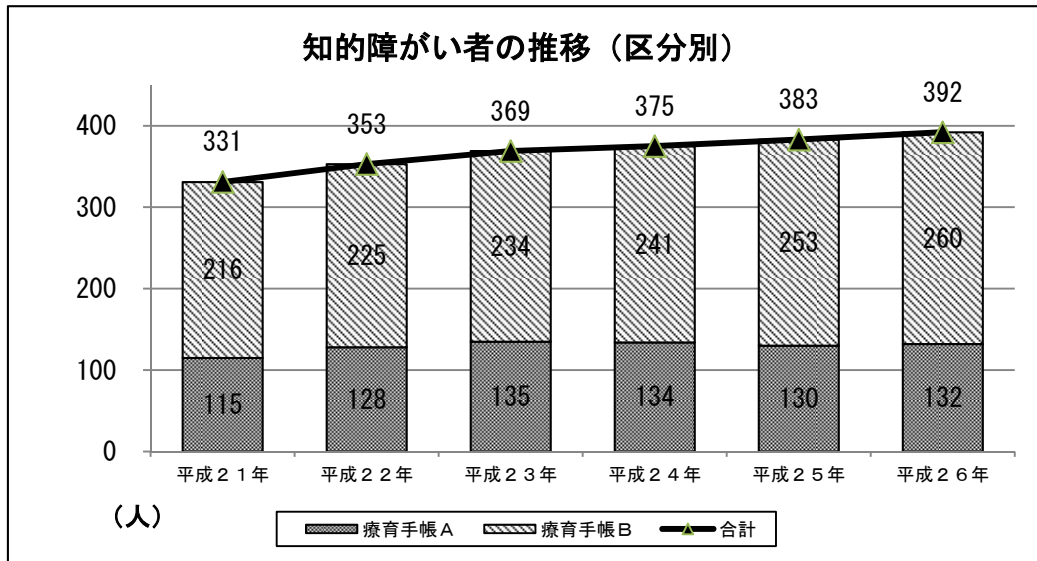
平成 21 年から平成 26 年の間を、障がい種別人数の推移で見ると、「内部障がい」はこの 6 年間で 77 人 (+14.4%) の増加となっています。逆に「肢体不自由」(-5.9%)「聴覚・平衡機能障がい」(-14.6%)「視覚障がい」(-23.0%)は、減少しています。なお、「音声・言語・そしゃく機能障がい」は、ほぼ一定となっています。



3 知的障がい者の現状

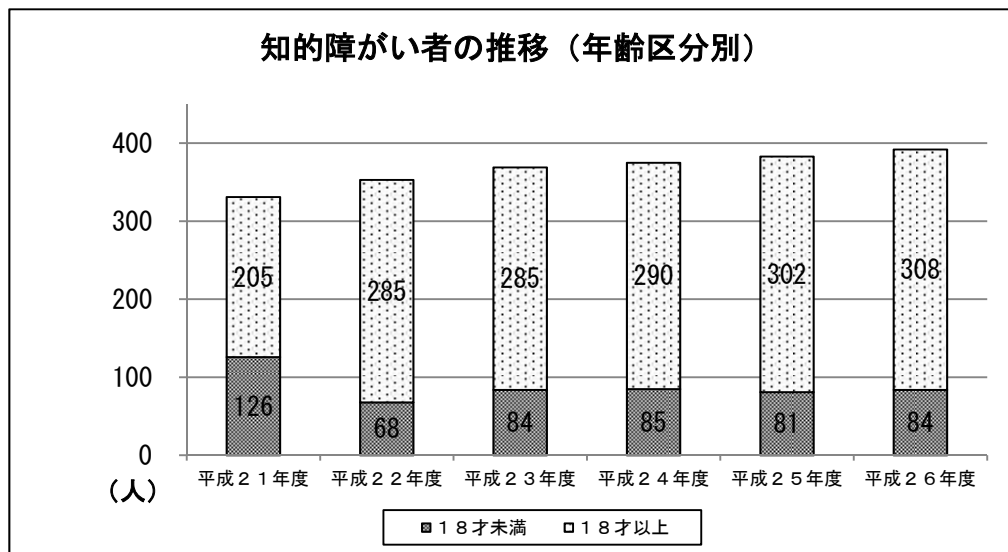
(1) 等級

療育手帳所持者数は、平成 21 年以降年々増加傾向にあり、平成 26 年までの 6 年間で 61 人 (+18.4%) 増加しています。区分ごとにみても「A (最重度・重度)」「B (中度・軽度)」ともに増加していますが、特に「B」の伸びが大きくなっています。



(2) 年齢区分の推移

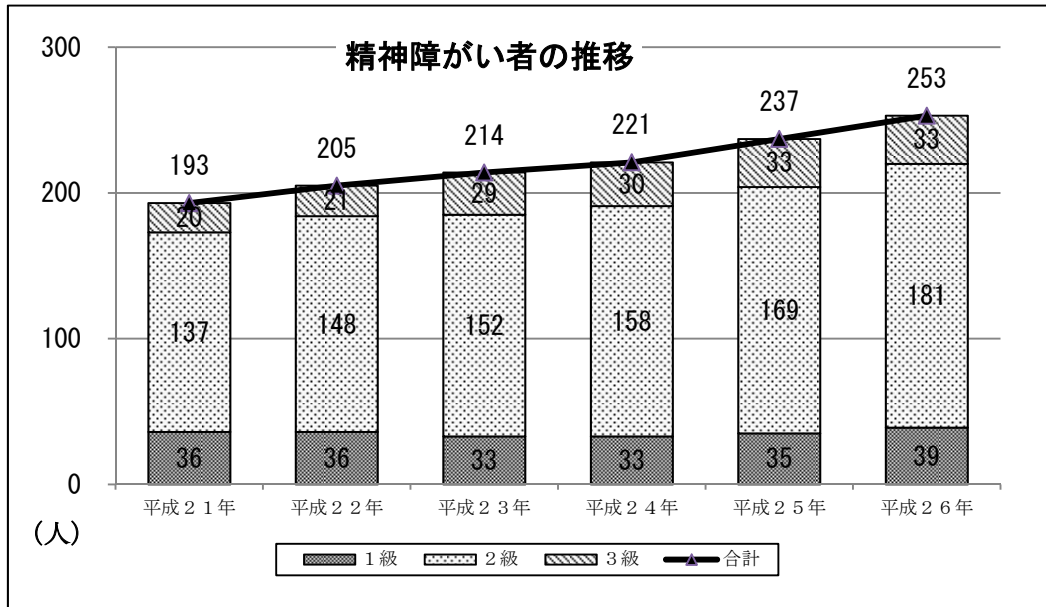
平成 21 年以降「18 才未満」については、平成 22 年にいったん大きく減少したものの、平成 23 年に増加してからは同じ水準となっています。また「18 才以上」については、平成 22 年の大幅増以降も少しずつ増加しています。



4 精神障がい者の現状

(1) 等級

精神障がい者保健福祉手帳所持者の総数は、平成 21 年以降 60 人（+31.1%）増加しています。等級別で見ると、「1 級」についてはやや増減はあるもののほぼ一定となっており「2 級」「3 級」では増加傾向にあります。



5 難病の人の現状

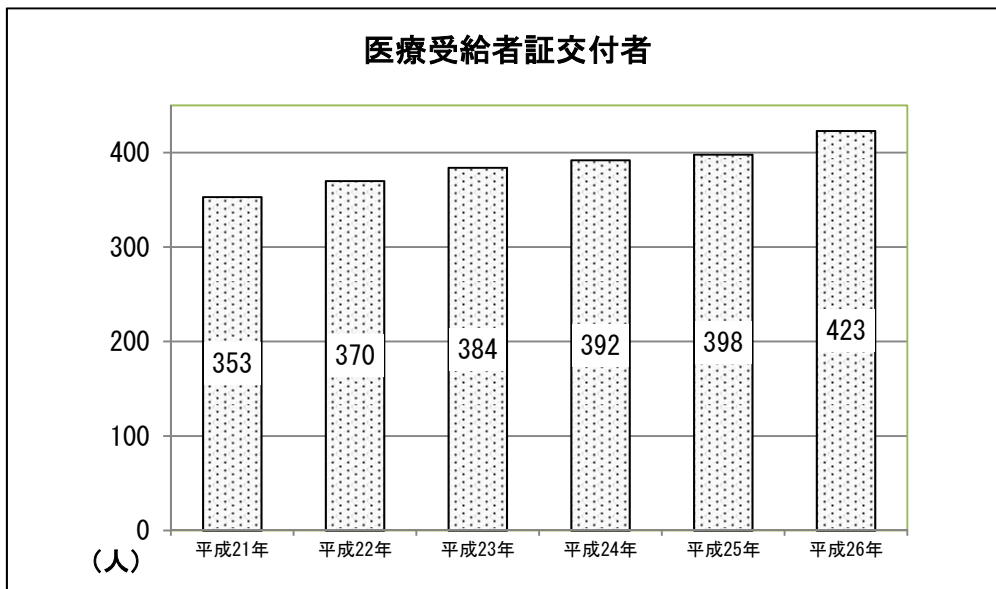
平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい者・児の対象範囲に難病患者が加えられることとなり、障がい福祉サービス等の対象者となりました。その際の難病等の範囲は当面の措置として「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（130 疾病）とされていましたが、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、平成 27 年 1 月から 151 疾病に拡大されました。

参考：難病とは？

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働省が定める程度である者。

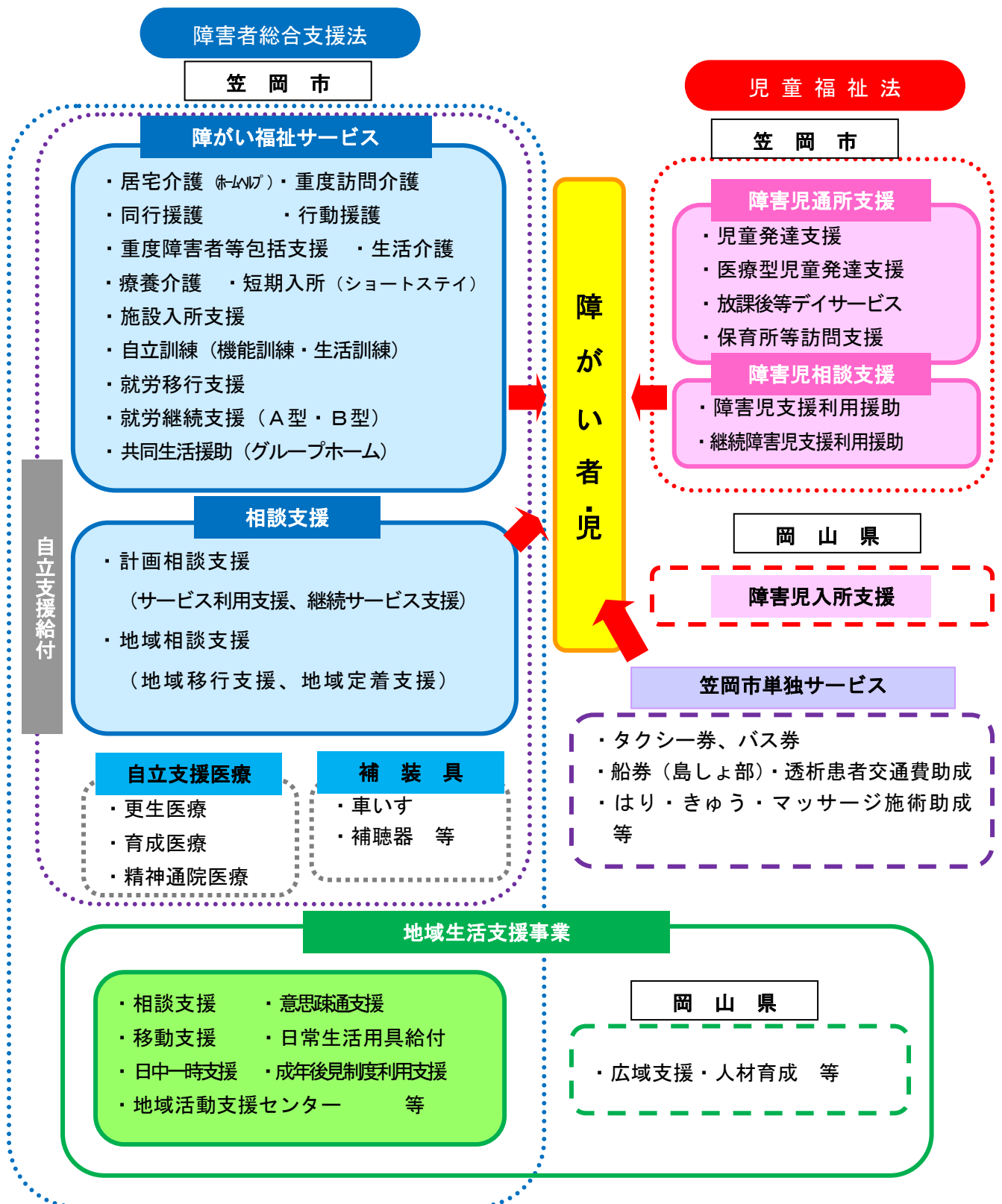
いわゆる難病のうち 56 疾患を対象とする「特定疾患治療研究事業」の医療受給者証交付者の数は年々増加を続け、平成 21 年から平成 26 年で 70 人（+19.8%）と大幅に増加しています。

なお、平成 27 年 1 月から受給者証の対象疾病数が見直され、110 疾病となっています。



障がい者・児を対象とした福祉サービスの体系

障がい者・児を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は以下のようになっています。以下の図には一部の市単独事業を含めています。



◆ 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

区分	サービス名	サービス内容	
障がい福祉サービス	介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		同行援護	視覚障がい者に、外出先で代筆、代読、移動、排せつ、食事等の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型）	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。
		就労継続支援（B型）	就労や生産活動の機会の提供を行います。
		共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

区分	サービス名		サービス内容
相談支援	計画相談支援	サービス利用支援	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
		継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
		地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。
自立支援医療			更生医療：障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。
補装具費			義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。

◆ 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

区分	サービス名	サービス内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がい者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がい者への理解を深めるための研修・啓発を行います。	
	自発的活動支援事業	ピアサポートや社会活動支援など、障がい者、家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。	
	相談支援事業	障がい者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。基幹相談支援センターの機能強化事業、居住サポート事業を行っています。	
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための後見人報酬等について、必要な方に補助をする事業です。	
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、市役所手話通訳者設置等、障がい者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。	
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす6種類の用具を給付または貸与します。	
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流を働きかけ、広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成研修します。	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。	
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	
市町村の判断により実施する事業	生活訓練事業	障がい者等に対して、日常生活に必要な訓練（料理教室等）・指導等を行います。	
	日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。	
	社会参加支援事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等	障がい者等の体力強化、交流、余暇等及び障がい者スポーツを普及するため、障がい者スポーツ大会等を開催します。
		文化芸術活動振興	障がい者等の創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を行います。
		点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者等に、点訳・音訳により、広報紙等を提供します。
奉仕員養成研修		音訳等に必要な技術を習得した朗読奉仕員や要約筆記者を養成する研修を行います。	

	自動車運転免許取得・改造助成	笠岡市では、「取得」助成の実施はしていません。身体障がい者等が自動車を運転するために必要な改造費を助成します。
	権利擁護支援事業	障がい者虐待の被虐待者を緊急一時保護するための居室確保や虐待の未然防止・早期発見等適切な支援のための関係団体等の協力体制を整備します。
	訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、看護師等が、身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

◆ 児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	※障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援を利用する障がいのある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。

※・身体に障がいのある児童

・知的障がいのある児童

・又は、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）

・手帳の有無は問わない。療育の必要性が認められた児童も対象

第3章 笠岡市障害福祉計画（第3期）の実績

ここでは、笠岡市障害福祉計画（第3期）の中で、設定された数値目標、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量と実績を比較することとします。

この比較により、各項目及び各種サービスごとの特徴点と傾向を把握した上で、笠岡市障がい福祉計画（第4期）の数値目標及び見込み量の設定に生かすこととします。

1 施設入所者の地域生活への移行

国の指針では「平成17年10月1日の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行」という目標値が示されていましたが、本市の実情等を踏まえて目標を設定していました。

目標値と実績値の比較は下表のとおりです。施設入所者の削減については、大きく目標値を上回ることとなりました。また、地域生活移行者数についても目標値を上回っています。

このことから、少しずつではありますが、施設入所者の地域移行が進んできていることがわかります。

事 項	数 値		備 考
	目標値	実績値	
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	102 人	102 人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	96 人	68 人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込 (A-B)	6 人 (5.9%)	34 人 (33.3%)	差引減少見込み数（1割以上を基本として、実績及び地域の実情を踏まえて設定）
【目標値】 地域生活移行者数	21 人 (20.6%)	24 人 (23.5%)	施設入所からGH・CH等へ移行した者の数（3割以上を基本として、実績及び地域の実情を踏まえて設定）

2 福祉施設から一般就労への移行

国の指針では「平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上」という目標値が示されていましたが、笠岡市障害福祉計画（第3期）を審議した笠岡市福祉施策審議会の中で、さらなる一般就労への努力が求められ、実績の10倍を目標値とすることとしました。

目標値と実績値の比較は下表のとおりです。実績としては、目標を上回ることができました。この要因としては、平成24年7月より一般就労促進の専任体制として「障がい者就労促進プランナー」を配置したことが大きく寄与しています。

事 項	数 値		備 考
	目標値	実績値	
平成17年度の一般就労移行者数	1 人	1 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	10 人 (10.0倍)	16 人 (16.0倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数（4倍以上を基本として、実績及び地域の実情を踏まえて設定）

3 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスに関する見込み量は、それまでの実績を踏まえ、平成23年度当時の利用者数をベースとして利用者のニーズと地域移行する方を含めた見込み数などを勘案して設定しました。以下のそれぞれのサービスに関する特徴点について記しています。なお、平成26年度の数値は見込みで表しています。

(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ） 【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	68	75	83
	利用時間量	【時間/月】	884	975	1,079
実績値	実利用者数	【人/月】	75	79	82
	利用時間量	【時間/月】	912	1,150	1,058

居宅介護については、平成24年度と平成25年度は計画値を実績値が上回っています。ホームヘルパー不足が言われる中で、実績としては利用者数の増加とともに着実に伸びています。平成26年度の見込みについても、それほど伸びてはならず、ほぼ計画値なみになるのではないかと考えます。

重度訪問介護 【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	2	3	4
	利用時間量	【時間/月】	400	600	800
実績値	実利用者数	【人/月】	1	1	1
	利用時間量	【時間/月】	462	547	670

重度訪問介護については、利用者数は伸びていないものの利用時間量については伸びています。支給量見直しの際は、認定審査会の意見を伺いながら決定してきました。

同行援護

【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	10	20	20
	利用時間量	【時間/月】	150	200	200
実績値	実利用者数	【人/月】	5	6	6
	利用時間量	【時間/月】	35	40	20

同行援護については、計画値と実績値にかなりの開きが出ています。このサービスは視覚障がい者に対するサービスであるため、対象者自身の高齢化及び対象者の周りに支援可能な家族等がいることから、利用が少ないのではないかと考えています。また、通院の際は居宅介護の通院等介助で対応しているものと考えられます。

行動援護

【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	1	1	1
	利用時間量	【時間/月】	10	10	10
実績値	実利用者数	【人/月】	0	0	0
	利用時間量	【時間/月】	0	0	0

行動援護については、実績がゼロとなっています。これは、在宅の知的障がい又は精神障がいで行動上著しい困難を有する者が対象であります。現在利用希望者がいない状況だと考えられます。

重度障害者等包括支援

【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	1	1	1
	利用時間量	【時間/月】	50	50	50
実績値	実利用者数	【人/月】	0	0	0
	利用時間量	【時間/月】	0	0	0

重度障害者等包括支援については、サービス提供事業所が井笠管内にないことから、利用実績はゼロとなっています。

(2) 日中活動系サービス

生活介護 【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	115	123	132
	利用時間量	【人日/月】	2,231	2,386	2,560
実績値	実利用者数	【人/月】	100	103	103
	利用時間量	【人日/月】	1,900	1,957	1,962

生活介護については、実績値がすべて計画値を下回っていますが、利用者数・利用時間量とも若干の伸びを示しています。

自立訓練（機能訓練・生活訓練） 【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	2	2	2
	利用時間量	【人日/月】	44	44	44
実績値	実利用者数	【人/月】	2	0	4
	利用時間量	【人日/月】	52	0	120

自立訓練については、平成25年度は実績がゼロとなっていますが、サービスの性格上、年度により計画値との乖離は仕方がないとも言えます。

就労移行支援 【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	2	2	2
	利用時間量	【人日/月】	44	44	44
実績値	実利用者数	【人/月】	4	8	4
	利用時間量	【人日/月】	80	152	81

就労移行支援については、実績値が計画値を上回っています。平成27年度以降、就労継続支援B型利用に際しては、一般就労経験者を除き就労移行支援事業によるアセスメントが必要となるため、利用者数・利用時間量ともに伸びることが予想されます。

就労継続支援（A型）

【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	20	25	30
	利用時間量	【人日/月】	440	550	660
実績値	実利用者数	【人/月】	25	37	43
	利用時間量	【人日/月】	475	703	805

就労継続支援A型については、平成23年度以降市内に4箇所の事業所が新設されたこと及び近隣市町にも新設されたことを受け、実績値が計画値をかなり上回っています。

就労継続支援（B型）

【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	92	99	106
	利用時間量	【時間/月】	1,748	1,881	2,014
実績値	実利用者数	【人/月】	95	103	119
	利用時間量	【人日/月】	1,710	1,854	2,036

就労継続支援B型については、市内に新たに事業所が新設されたこともあり、実績値が計画値を上回っています。

療養介護

【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	16	16	17
実績値	実利用者数	【人/月】	15	17	17

療養介護については、対象者に変動がないことから、実績値は計画値とほぼ同じとなっています。

短期入所 【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	12	12	12
	利用時間量	【時間/月】	84	84	84
実績値	実利用者数	【人/月】	11	10	8
	利用時間量	【人日/月】	66	60	70

短期入所については、利用者数に対して利用時間量が伸びていない状況です。これは、利用希望があってもなかなか空きがなく利用に制限がある現状を示しているものと思われます。

障害児通所支援

◇児童発達支援 【※サービス内容の説明は14頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	70	75	80
実績値	実利用者数	【人/月】	43	51	52

◇放課後等デイサービス 【※サービス内容の説明は14頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	5	30	40
実績値	実利用者数	【人/月】	21	24	25

障害児通所支援については、平成24年度の児童福祉法改正により旧児童デイサービス等が一体化されたものですが、実績値は計画値ほどではないものの着実に伸びています。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	46	51	56
実績値	実利用者数	【人/月】	54	54	55

共同生活介護については、平成26年4月から共同生活援助と一体化されています。利用者数の実績値はほぼ横ばいの状態です。しかし、平成26年10月に1箇所新設されたことから、今後利用者数の増加が予測されます。

施設入所支援 【※サービス内容の説明は11頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	86	91	96
実績値	実利用者数	【人/月】	74	68	69

施設入所支援については、実績値が計画値に比較して少しずつ減少する傾向にあります。国の示した基本指針にあるように「福祉施設から地域生活への移行促進」「施設入所者数の削減」に添った形で推移しております。

(4) 相談支援

計画相談支援（障がい者） 【※サービス内容の説明は12頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	48	93	143
実績値	実利用者数	【人/月】	5	11	350

計画相談支援（障がい児） 【※サービス内容の説明は14頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	48	93	143
実績値	実利用者数	【人/月】	26	49	80

地域移行支援 【※サービス内容の説明は12頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	3	3	3
実績値	実利用者数	【人/月】	0	0	0

地域定着支援 【※サービス内容の説明は12頁を参照】

	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	実利用者数	【人/月】	20	25	26
実績値	実利用者数	【人/月】	0	0	0

相談支援のうち、計画相談支援（障がい者・障がい児）の部分では、本来であれば、障がい者と障がい児それぞれの数値目標設定を行うべきでしたが、実際には両方を合わせた数値となっていました。

そのことを踏まえたうえで、実績値は障がい者と障がい児それぞれで計上しています。障がい者に関する実績値が平成 26 年度に大きく伸びているのは、計画相談支援を提供する特定相談支援事業者が、平成 26 年 1 月以降新たに 3 事業所開設したためです。

また、障がい児に関しては、平成 24 年 4 月開設の障害児相談支援事業者の実績が着実に伸びていることを示しています。

以上のように、障がい者と障がい児に関する実績は伸びてきていますが、平成 26 年度末で計画相談支援に関する経過措置が終了することから考えれば、障がい福祉サービス及び障害児通所支援サービス利用者全員に対する計画相談支援の導入は喫緊の課題と考えます。

また、地域移行・地域定着支援については、実績がゼロとなっています。今後国の基本指針の中でも、地域生活移行の推進が示されていることから、より効果的な取り組みが必要です。

4 地域生活支援事業

障がい者が自立して日常生活又は社会生活を営むことができるように市が事業主体となって実施する事業です。それまでの実績を踏まえ、見込みを設定しました。

ここでは、各事業については特徴点等について記しています。

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

相談支援事業（箇所数と実施の有無）

【※サービス内容の説明は13頁を参照】

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	障害者相談支援事業所数	計画値	3箇所	3箇所	3箇所
		実績値	3箇所	3箇所	3箇所
	地域自立支援協議会	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
	住宅入所支援事業	計画値	無	有	有
		実績値	無	無	無
	成年後見制度利用支援事業	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

相談支援事業については、ほぼ計画どおりに推移しています。ただ、住宅入所支援事業だけは、平成25年度以降の実施に対して未実施となっています。しかし、障害者相談支援事業の中でケースごとに対応しているのが現状となっています。

意思疎通支援事業 【※サービス内容の説明は13頁を参照】

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			回/年	回/年	回/年
意思疎通支援事業	計画値		120	125	130
	実績値		109	140	150

意思疎通支援事業については、年度によって実績値と計画値の差がありますが、順調に推移しています。

日常生活用具給付事業 【※サービス内容の説明は13頁を参照】

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			件/年	件/年	件/年
介護・訓練支援用具	計画値		8	9	10
	実績値		6	11	10
自立生活支援用具	計画値		9	10	10
	実績値		15	6	10
在宅療養支援用具	計画値		10	10	10
	実績値		4	8	10
情報・意思疎通支援用具	計画値		15	16	17
	実績値		15	14	15
排泄管理支援用具	計画値		1,560	1,570	1,580
	実績値		1,686	1,744	1,750
住宅改修	計画値		3	4	5
	実績値		0	2	1

日常生活用具給付事業については、それぞれの項目で順調に推移していますが、特に排泄管理支援用具について実績値が計画値を大きく上回っています。

移動支援事業 【※サービス内容の説明は13頁を参照】

項目		年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
移動支援事業	計画値		80	3,700	85	3,800	90	4,000
	実績値		53	2,346	50	2,106	55	2,350

移動支援事業については、実績値が計画値を大きく下回っています。

地域活動支援センター事業 【※サービス内容の説明は13頁を参照】

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			箇所数	箇所数	箇所数
地域活動支援センター (I型・II型・III型)	計画値		4	4	4
	実績値		4	4	4

地域活動支援センター事業については、計画どおり委託先である4つの事業所が運営されています。

(2) 地域生活支援事業 (任意事業)

生活訓練事業 【※サービス内容の説明は13頁を参照】

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			回	回	回
生活訓練事業	計画値		13	14	15
	実績値		11	11	10

生活訓練事業については、実績値が若干計画値を下回っていますが、それぞれ対象者ごとに内容等を考慮しながら実施しています。

日中一時支援事業 【※サービス内容の説明は13頁を参照】

項目		年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			箇所数	人/年	箇所数	人/年	箇所数	人/年
日中一時支援事業	計画値		12	2,200	13	2,300	14	2,400
	実績値		12	2,905	15	3,685	15	4,000

日中一時支援事業については、実績値が計画値を大幅に上回っています。これは、利用者ニーズの増加に伴い契約事業所数も増加し、結果として利用者数の増加につながっています。また、平成25年度から自立支援協議会からの要望を受けて日額単価の引上げがあったことも増加要因と考えられます。

社会参加促進事業（開催回数・講座数・件数）

【※サービス内容の説明は13頁を参照】

項目	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	計画値	4	4	4
	実績値	4	4	4
芸術・文化講座開催等事業	計画値	2	2	2
	実績値	1	1	1
点字・声の広報等発行事業	計画値	20	20	20
	実績値	20	20	20
奉仕員養成研修事業	計画値	3	3	3
	実績値	3	3	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	計画値	3	3	3
	実績値	1	3	3

社会参加促進事業については、それぞれの項目で順調に推移しています。

第4章 数値目標・障がい福祉サービス等の見込量

笠岡市障害福祉計画（第1期）以降、地域生活や一般就労への移行を進める観点から国の指針にもとづき数値目標を設置し、3年を1期とした進捗管理を行いながら目標達成に向けてサービスの整備等を行ってきました。笠岡市障がい福祉計画（第4期）についても、随時進捗状況を把握するとともに、本市の実情に沿った目標を達成するために必要なサービス見込量の設定を行います。

1 施設入所者の地域生活への移行

笠岡市障害福祉計画（第3期）の中で、本市の実情を考慮して数値目標を設定していましたが、実際には目標を大きく上回り施設入所者数が減少したことを受けて、第4期では国の基本指針に基づく数値目標としました。

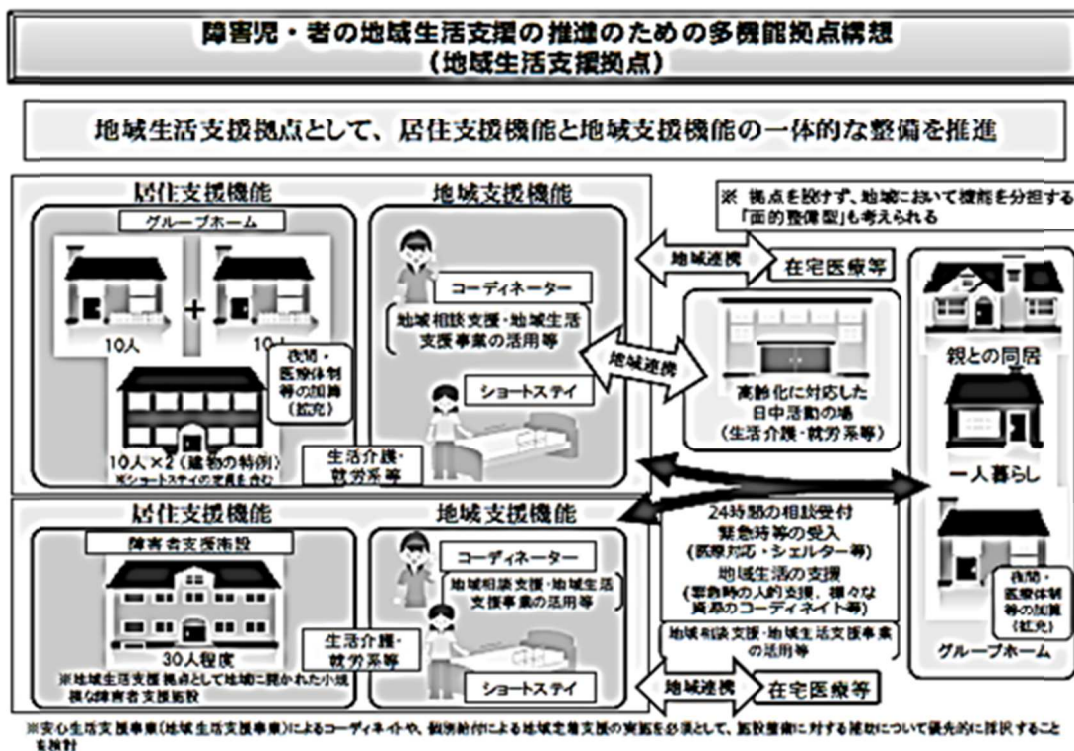
事 項	数 値	備 考
平成25年度末時点の入所者数(A)	68 人	平成25年度末時点の入所者数
目標年度入所者数(B)	65 人	平成29年度末時点の入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	3 人 (4.4%)	差引減少見込み数(4%以上削減することを基本)
【目標値】 地域生活移行者数	9 人 (13.2%)	施設入所からGH・CH等へ移行した者の数(平成25年度末時点の入所者数の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行することを基本)

2 地域生活支援拠点等の整備方針

国の基本指針によれば、第4期では、「サービス提供体制整備」の一環として、地域において求められる相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を市町村、障がい福祉圏域ごとに、平成29年度末までに整備することが新たに求められています。グループホーム又は入所施設にこれらの機能を付加した地域生活支援拠点の整備を図る、若しくは地域における複数

の機関が分担して機能を担うこと(面的な整備)が想定されています。国の示している地域生活支援拠点のイメージ図は、以下のとおりです。

笠岡市において、国の示している地域生活支援拠点の整備をどのように進めていくかについて、今後平成29年度末までに井笠地域自立支援協議会や関係機関からの意見をいただきながら検討していくこととします。



3 福祉施設から一般就労への移行

笠岡市障害福祉計画(第3期)において、一般就労に移行した数は、目標値を大きく上回りました。(P16参照)しかし、この数値は福祉施設からの一般就労だけでなく、就労継続支援(A型)等からの移行も含まれた数値となっています。

したがって、福祉施設からの一般就労者数については、国の基本指針に基づき設定することとしました。ただし、この目標とは別に「障がい者就労促進プランナー」の継続配置により、一般就労を進めていきます。

事 項	数 値	備 考
平成 24 年度の一般就労 移行者数	3 人	平成 24 年度において福祉施設を退 所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労 移行者数	6 人 (2.0 倍)	平成 29 年度中に福祉施設を退所し、 一般就労へ移行する者の数(平成 24 年度実績の 2 倍以上を基本)

4 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業については、就労継続支援（B型）を利用する際に、一般就労経験者を除き就労移行支援事業でのアセスメントが必要であることから、利用者数は伸びるものと考えますが、今計画においては、国の基本指針に基づいて数値目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
平成 25 年度末の就労移 行支援事業の利用者数	8 人	平成 25 年度において就労移行支援 事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労支援 事業の利用者数	13 人 (1.6 倍)	平成 29 年度末において就労移行支 援事業を利用する者の数(平成 25 年 度末における利用者数の6割以上増 加することを目指す)
【目標値】 目標年度の事業所ごと の就労移行率	5 割	平成 29 年度における事業所ごと の就労移行率(就労移行支援 事業所のうち、就労移行率が3 割以上の事業所を全体の5割以 上とすることを目指す)

5 障がい福祉サービス

各種サービスについては、第3期の実績を基に平成26年度の伸びを勘案して第4期の計画値を設定しました。

(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	85	88	90
	利用時間量	【時間/月】	1,105	1,144	1,170

重度訪問介護

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	2	2	2
	利用時間量	【時間/月】	850	850	850

同行援護

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	10	13	15
	利用時間量	【時間/月】	50	60	70

行動援護

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	1	1	1
	利用時間量	【時間/月】	10	10	10

重度障害者等包括支援

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	1	1	1
	利用時間量	【時間/月】	50	50	50

(2) 日中活動系サービス

生活介護

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	110	115	120
	利用時間量	【人日/月】	2,090	2,185	2,280

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	4	4	4
	利用時間量	【人日/月】	116	116	116

就労移行支援

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	8	8	8
	利用時間量	【人日/月】	144	144	144

就労継続支援（A型）

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	45	50	55
	利用時間量	【人日/月】	855	950	1,045

就労継続支援（B型）

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	120	125	130
	利用時間量	【時間/月】	2,160	2,250	2,340

療養介護

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	17	17	17

短期入所

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	12	12	12
	利用時間量	【時間/月】	84	84	84

障害児通所支援

◇児童発達支援

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	55	58	60
	利用時間量	【人日/月】	440	464	480

◇放課後等デイサービス

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	25	28	30
	利用時間量	【人日/月】	75	84	90

◇保育所等訪問支援

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	1	2	3
	利用時間量	【人日/月】	2	4	6

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	55	58	60

施設入所支援

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	70	68	65

(4) 相談支援

計画相談支援（障がい者）

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	400	400	400

計画相談支援（障がい児）

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	103	105	110

地域移行支援

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	3	3	3

地域定着支援

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	【人/月】	10	10	10

6 地域生活支援事業

各種サービスについては、第3期の実績を基に平成26年度の伸び等を勘案して第4期の計画値を設定しました。

(1) 地域生活支援事業（必須事項）

相談支援事業（箇所数と実施の有無）

項目		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業			有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業所数		3箇所	3箇所	3箇所
	地域自立支援協議会		有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有
	住宅入所支援事業		有	有	有
成年後見制度利用支援事業			有	有	有

意思疎通支援事業

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		回/年	回/年	回/年
意思疎通支援事業		150	155	160

移動支援事業

項目	年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
移動支援事業	60	2,500	65	2,600	70	2,700		

地域活動支援センター事業

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		箇所数	箇所数	箇所数
地域活動支援センターⅠ型		1	1	1
地域活動支援センターⅡ型		1	1	1
地域活動支援センターⅢ型		2	2	2

(2) 地域生活支援事業 (任意事業)

生活訓練事業

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		回	回	回
生活訓練事業		13	13	13

日中一時支援事業

項目	年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	箇所数	人/年	箇所数	人/年	箇所数	人/年		
日中一時支援事業	15	4,200	16	4,300	17	4,400		

訪問入浴サービス事業

【※サービス内容の説明は14頁を参照】

項目	年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	箇所数	人/年	箇所数	人/年	箇所数	人/年		
訪問入浴サービス事業	2	12	2	12	2	12		

社会参加促進事業（開催回数・講座数・件数）

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業		4	4
芸術・文化講座開催等事業		1	1	1
点字・声の広報等発行事業		20	20	20
奉仕員養成研修事業		3	3	3
自動車運転免許取得・改造助成事業		3	3	3

権利擁護支援事業（実施の有無）

【※サービス内容の説明は14頁を参照】

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	障害者虐待防止対策支援事業		有	有

第5章 障がい福祉サービス等の見込量確保のための方策

1 訪問系サービス

- ・利用者自身が障がいや生活環境に適した事業所を選べるよう、事業所情報の提供を行います。
- ・障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努めるとともに、井笠圏域障害者自立支援協議会を中心に事業所間の交流を図ることにより、サービスの充実を図っていきます。
- ・精神障がい者向けサービス実施事業所が特に少ないため、サービス提供事業所の理解促進に努め、サービス提供を行う事業所の増加を図ります。

2 日中活動系サービス

- ・サービスを必要とする対象者に、必要なサービス量が確保できるよう事業所情報を提供していきます。
- ・一般就労・福祉的就労については、障がい者就労促進プランナーの継続配置により、対象者と企業のマッチングを積極的に図っていきます。その中で、障がい福祉サービス事業所、ハローワーク、倉敷障がい者就業・生活支援センター、西備支援学校等との連携を図り、対象者の特性に応じた継続的な支援に努めます。
- ・障害児通所支援については、早期の療育が必要な児童に必要なサービスが提供できるよう、サービス事業所や子育て支援課との連携を図っていきます。
- ・日中活動系サービス事業所のさらなる確保のため、本市として施設整備に係る独自補助金を引き続き継続して行います。

3 居住系サービス

- ・共同生活援助（グループホーム）については、障がい者の地域生活への移行を促進する意味でも、さらに整備が必要になるものと考えます。そのために、社会福祉法人やNPO法人への働きかけを行うとともに、整備に際しては地域住民の正しい理解が得られるよう支援します。
- ・共同生活援助（グループホーム）のさらなる確保のため、本市として施設整備に係る独自補助金を引き続き継続して行います。

4 相談支援

- ・ 計画相談支援・障害児相談支援により、対象者の生活の質の向上が図れるように、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、全てのサービス利用者に必要なサービスが提供できるよう、事業所の確保及び人員体制の強化に向けて、関係法人等に働きかけます。
- ・ 施設や病院からの地域移行・地域定着に向けた訪問相談、対象者及び家族への情報提供に努めるとともに、医療機関・保健所等行政機関との連携と調整を図ります。
- ・ 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所のさらなる確保のため、本市として施設整備に係る独自補助金を引き続き継続して行います。

5 地域生活支援事業

- ・ サービス利用が必要な対象者に必要なサービスが確保できるよう、サービス提供事業所の情報について、市内外の事業所情報の把握を行うとともに、内容の周知等を積極的に行います。
- ・ 新規サービスについては、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、利用促進につなげるため広く情報提供を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の実施体制

(1) 笠岡市の体制

本計画は福祉や保健、医療だけでなく就労や教育といった分野まで幅広く関係するため、市民や地域との協働や関係機関及び事業所との連携を図りながら推進していきます。また、市の体制としても各担当課や関係部局との連携を図りながら実施体制をさらに強化・充実していきます。

その中でも、障がい児支援については、国の基本指針に基づき子育て支援課が策定する「笠岡市子ども子育て支援事業計画」との連携を図りながら、具体的施策を実施していきます。

(2) 井笠地域障害者自立支援協議会の活用

本計画の推進にあたっては、井笠地域障害者自立支援協議会における当事者・家族、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、各種行政機関等の連携が非常に重要となります。

障がい福祉サービスの充実に向けた幅広い意見集約や地域の特性に応じたインフォーマルサービスの開発などにつなげていきます。

(3) 圏域としての体制づくり

障がい福祉サービス等の確保を、笠岡市だけで必要量を確保することは困難な状況があります。そのため、単独の市町ではなく井笠圏域をはじめ備後圏域（特に福山市）・倉敷圏域を含めた範囲の中で、対象者の特性に合ったサービス提供体制づくりを行っていきます。

2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルに基づく評価と見直し

本計画の進行管理は、国の基本指針示された、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」いわゆる「PDCAサイクル」に基づき、計画に定める数値目標やサービス見込量について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、障害福祉

計画の中間評価として分析・評価を行います。

また、必要があると認めるときは、本計画で定めた数値目標やサービス見込量の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとします。

(2) 見直しの手法

本計画で定めた数値目標やサービス見込量の変更や事業の見直し等の措置を講じる場合は、笠岡市福祉施策審議会や井笠地域障害者自立支援協議会の意見を聞くとともに、その結果について公表します。

■策定に係る経緯

年月日		内 容	
平成 26 年	6月	19日 第1回 笠岡市福祉施策審議会	
		笠岡市長から笠岡市福祉施策審議会会長に	
		笠岡市障害福祉計画（第4期）を諮問	
	9月	19日 第2回 笠岡市福祉施策審議会	
		サービス見込量における計画値と実績値の比較	
	11月	13日	第3回 笠岡市福祉施策審議会
第4期障害福祉計画に係るサービスの見込量（中間報告）			
障害保健福祉主管課長会議に関する情報提供			
平成 27 年	1月	22日 第4回 笠岡市福祉施策審議会	
		笠岡市障がい福祉計画（第4期）素案について	
		パブリックコメントについて	
		関係団体への意見聴取について	
		答申について	
	2月	19日	笠岡市福祉施策審議会審議内容を踏まえた内容の追記（文書提示）
	3月	26日	第5回 笠岡市福祉施策審議会
			パブリックコメント結果について
			笠岡市障がい福祉計画（第4期）答申案について
			答申について
30日	笠岡市福祉施策審議会会長から笠岡市長に		
	笠岡市障がい福祉計画（第4期）について答申		

■
 笠岡市福祉施策審議会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	区分	備考
1	宮島厚介	笠岡医師会	介護保険運営協議会と兼務
2	井上勝哉	笠岡市歯科医師会	
3	河田禎子	笠岡市民生児童委員協議会	介護保険運営協議会と兼務
4	大野鶴代	岡山県備中保健所井笠支所	
5	三谷信恵	笠岡市教育委員会	
6	川崎榮子	笠岡市すみれ会家族の会	
7	野村泉	笠岡市手をつなぐ親の会	
8	中野年朗	社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会	
9	宇野均恵	認定NPO法人 子ども劇場笠岡センター	
10	二階堂昇司	社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会	
11	前田進作	社会福祉法人 敬業会	
12	岡田安雄	笠岡市老人クラブ連合会	
13	原田啓子	一般市民(高齢者福祉・介護保険関係)	公募
14	加藤充	一般市民(障がい福祉関係)	公募

任期 平成26年6月19日から審議終了まで

用語集

***** あ行 *****

☆アセスメント

利用者の問題分析から援助活動の決定までの一連の手続きのこと。
(介護過程の第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知り、どんな状況から生じているかを確認・分析・評価をする流れ。)

☆井笠管内（井笠圏域）

笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町の3市2町のこと。

☆井笠圏域障害者自立支援協議会

平成19年2月に発足した、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町の3市2町が設置主体の障害者総合支援法に位置付けられた団体。当事者・家族団体等、訪問介護事業者、作業所・施設関係、病院関係、学校関係、ボランティア・その他の団体、市町・県・国の機関や教育委員会、民生委員、相談支援事業所が参加している。

☆意思疎通支援事業

障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援する事業のこと。具体的には、
○聴覚障がい者への手話通訳、要約筆記
○盲ろう者への触手話、指点字
○視覚障がい者への代読、代筆
○知的障がい者・発達障がい者とのコミュニケーション
○重度の身体障がい者へのコミュニケーションボードによる意思の伝達などがある。

以前は、コミュニケーション支援事業と呼ばれていた。

☆居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援のサービスを指す。施設等で生活している障がい者が受けるサービス。

☆一般就労

障がい者就労に関する行政用語であり、障がい者が一般企業に採用されて一般の人と共に働くこと。

☆移動支援事業

障がい者等が円滑に外出することができるよう、障がい者等の移動を支援する事業のこと。地域生活支援事業のメニューの一つ。

☆医療受給者証

特定疾患治療研究事業の患者の治療費の自己負担を軽減する支援策。医療券にはピンク色と水色の2種類がある。ピンク色の重症認定者は自己負担額が0円。水色の一般難病患者の自己負担額は階層区分（B～G）によって異なる。

☆インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）等の制度に基づかない援助のこと。

☆NPO法人（エヌピーオーほうじん）

英語の頭文字を取ったネーミングで、直訳すると「非営利団体」の意味。「特定の公益的・非営利名活動を行うこと」を目的とした法人。

☆応益負担

所得に関係なく、自分が受けたサービスの量に応じてお金を払うこと。

☆応能負担

各自の所得状況や負担能力に応じてお金を払うこと。

☆音声・言語・そしゃく機能障がい

音声・言語機能障がいとは、「音声機能又は言語機能に著しい障害を持つ人」を指す。音声、言語のみを用いて意思を疎通することが難しい。

「そしゃく機能障害」とは、口を使用して食事機能に障害がある者を指す。

***** 代行 *****

☆笠岡市福祉施策審議会

市長の附属機関として、市長からの諮問に応じて、福祉問題の総合的な施策の樹立及び推進に関して審議・調査等を行う。笠岡医師会、笠岡歯科医師会、障がい福祉サービス事業所、家族会、行政機関等に加え、公募市民を含む15名以内で構成する組織。

☆勘案（かんあん）

事前に色々と考え合わせて事前に計画を立て、あらゆる方法を検討し、策を考えること。

☆基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者そして、家族等に対する相談・情報提供・助言等を総合的に行う相談業務としての中核的な役割を持つ施設のこと。また、事業者や関係機関への連絡調整や連携の支援も行う。

☆義肢

補装具の一つであり、手や足が無い人に、手や足の形や機能を人工的に作り、装着することで自立を支援する。

☆基本相談支援

「基本相談支援」とは、相談・情報の提供及び助言を行うとともに、市町村及び指定障害福祉サービス事業者との連絡調整等を総合的に行うこと。

☆行政機関

法律等に基づき、行政事務を担当する機関のこと。国の行政事務を行う「国家機関」と「地方公共団体」の行政事務を行う機関を指す。

☆共同生活援助【グループホーム（GH）】

病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人たちが、介護の専門員による身体介護や日常生活支援等のサービスの援助を受けながら、10人前後の少人数で一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。

☆共同生活介護【ケアホーム（CH）】

障害程度区分（障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分）が2以上に該当する障がい者に対して、共同生活住居において、家事等の日常生活上の支援に加えて、入浴・排せつ・食事等の介護を提供する施設のこと。平成26（2014）年から、グループホーム（GH）と統合した。

☆居宅介護

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行うこと。

☆緊急一時保護

生命にかかわるなど緊急性の高い人を一時的（1週間程度）、安全な環境へ保護をすること。

☆倉敷障がい者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、岡山県知事が指定した機関。障がい者が身近な地域で働く力を身につける“就労支援”や働くための生活習慣の形成や金銭管理等の“生活支援”に取り組み、また、企業に対しても障がい者雇用に対する不安を少しでも取り除くことができるように働きかけをする機関。

☆経過措置

特定の法律や制度や体制等から、新しく別の法律や制度や体制等が変わる時に発生する不利益や不都合等を極力減らすため段階的に移行すること。

☆計画相談支援①（サービス利用支援）

障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、支給決定や支給決定の変更前に、きめ細かく“サービス等利用計画案”を作成します。そして、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を見直した“サービス等利用計画案”の作成を行うこと。支給決定後や支給決定の変更後に、“サービス等利用計画”の見直しを行うこと。

☆計画相談支援②（継続サービス利用支援）

計画相談支援（サービス利用支援）の“サービス等利用計画案”が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し・変更を行います（これを“モニタリング”という）。

☆コーディネーター

物事が円滑に行われるように、いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめる担当のこと。

☆行動援護

障害程度区分3以上で行動関連項目の点数が8以上の知的障がい者、精神障がい者の方で、自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行うこと（居宅内での利用もできる）。

***** さ行 *****

☆視覚障がい

視覚（視機能）が、日常生活や就労等の場で不自由な思いをするほどに「弱い」或いは「視力が全く無い」人を指す。

☆支給量

障害程度区分基準時間＝一日あたりの介護・家事援助等の支援に要する時間を一定の方法により計算し、標準化した単位のこと。この単位を元に区分1～6までの支給量が決められている。

※但し、障害程度区分認定のためだけに使われているので、実際のサービスに要する時間とは一致しない。

☆施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行うこと。（生活介護などの日中活動サービスを併せて利用することで障害のある人の生活を支援する）

☆肢体不自由

肢体の意味は四肢と体幹を意味する。「四肢」とは“上肢（手と腕）”と“下肢（脚と足）”であり、「体幹」とは“胴体”を表す。四肢の麻痺や欠損、或いは体幹の機能障害のため、日常の動作や姿勢の維持に不自由な人を指す。

☆児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を身につけて、集団生活への適応訓練を行うこと。就学前の児童が対象。

☆児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、自立した活動を行うために必要な知識や技能を身につけたり、集団生活への適応するための訓練を行う機関のこと。

☆児童福祉法

基本的には、困窮する子どもの保護、救済とともに、次代を担う全ての子供が健やかに生まれ心身共に成長をし、等しくその生活が保障されるよう、児童福祉の基盤として位置づけられている。

☆社会活動支援

障がい者等が、仲間と話し合いを行い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障がい者等に対する社会復帰活動の支援のこと。

☆社会参加促進事業

障がい者の積極的な社会参加を図るための様々な取り組みのこと。笠岡市で

は、

- スポーツ・レクリエーション教室の開催
- 文化芸術活動振興
- 点字・声の広報等発行
- 奉仕員養成研修
- 自動車運転免許取得・改造助成（運転免許取得への助成なし）

などによる社会参加促進事業に取り組んでいる。

☆社会的障壁

障がいのある人が社会で暮らしにくく、生きにくくなる原因のこと。

例えば、分かりにくい説明や建物や施設における急な階段や段差・車いす用のトイレ不足などが挙げられる。

☆社会福祉法人

特別養護老人ホームや保育所の経営など様々な福祉サービスの提供を通じ、住民生活を支えている非営利の民間組織のこと。

☆重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うこと。

☆重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行うこと。

☆就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

☆就労継続支援（A型）

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約による就労が可能である人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

☆就労継続支援（B型）

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約による就労が困難である人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

☆手話通訳者

言葉や音の情報を手や指、腕を動かし、表情も付けて分かりやすく、耳が不自由な人に情報を伝える人のこと。

☆障害支援区分

その人にどの程度の障がい者サービスを提供するかを判定し、それを支援区分1から区分6まで分けている。程度区分によって、受けられるサービスの内容やサービスの利用時間、回数等が違っている。

☆障害児支援利用計画案

障害児通所支援を利用する児童を支援するための総合計画（トータルプラン）のこと。計画には、本人の解決すべき課題やその支援方針を、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広い支援から本人にとって適切なサービスの組み合わせを載せます。

☆障害児通所支援

児童発達支援（センター含む）、医療型児童発達支援（センター）、放課後デイサービス、保育所等訪問支援の4つのサービスを1つにまとめた呼び名のこと。

☆障害者自立支援法

平成18（2006）年より施行された、3障害を統合して一元的にサービスを提供することを定めた法律。

☆障害者総合支援法

旧法律は「障害者自立支援法」。平成25（2013）年4月から施行された。障がい者・児の範囲に難病を加える等の改正が行われた。

☆障がい者手帳

一定の障害を持つ人に対して発行される「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」を指す。

☆障がい福祉サービス

利用者自らサービスを選択し、契約により居宅及び施設でのサービス（費用は原則1割負担）。

☆自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

☆身体障がい者

目や耳、手足、内臓などの身体の機能に一定程度以上の障害があり、日常生活又は社会生活に制限を受け、何らかの支援を必要とする者をいう。

☆身体障がい者手帳

身体に一定の障害を持つ者が、各種の福祉サービスを利用するのに必要な手帳。

☆生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。

☆生活訓練事業

知的障がい者・精神障がい者であって、施設や病院から地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練をすること。

☆精神障がい者

精神機能の障がい（精神疾患）のため、長期にわたって日常生活又は社会生活に制限を受け、何らかの支援を必要とする者をいう。

☆精神障がい者保健福祉手帳

一定程度の精神障害の状態にあり、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象に認定する手帳。

☆成年後見制度

精神上の障害等により、判断能力が不十分な方々が不利益を受けないように、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度のこと。

☆西備（せいび）支援学校

知的障がい部門と肢体不自由部門を併せ持った特別支援学校のこと。笠岡市にある。関係諸機関の方々と連携しながら、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行う。

☆相談支援事業

実施主体は市町村で、地域の障がい者等（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）の福祉に関する様々な問題について、障がい者や障がい児の保護者または介護を行う人からの相談を受け、必要な情報の提供及び助言などを行うこと。

☆相談支援専門員

障がい者等の相談やサービスの提供事業者との連絡調整等必要な支援を行う人のこと。また、サービス利用計画の作成をするなど介護支援専門員（ケアマネージャー）と同じような役割も果たす。

***** た行 *****

☆短期入所

居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うこと。

☆地域活動支援センター事業

障がい者が創作的活動・生産活動を行うことで地域活動へ参加し、社会との交流を深め、社会復帰するための調整や相談により自立した生活を支援する施設のこと。市町村が行う地域生活支援事業の一つ。

☆地域生活支援事業

各市町村の地域の実情に合わせて柔軟に実施する独自の事業のこと。必須事業と任意事業に分かれている。

☆地域相談支援①（地域移行支援）

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や地域で生活ができるように支援をすること。

☆地域相談支援②（地域定着支援）

地域移行支援が成功し、退院・退所をした一人暮らしの生活をしている障がい者が地域で生活を続けていくため、常時の連絡体制の確保をし、緊急時には必要な支援を行うこと。

☆知的障がい者

心身の発達期（概ね18歳まで）に現れた、生活上の適応障害を伴う知的機能障害のため、医療、教育、福祉の援助を要する者をいう。

☆聴覚・平衡機能障がい

「聴覚障害」は聴覚に障害を持つ（耳が不自由な）人を指す。

「平衡機能障害」は姿勢を調整する機能の障害であり、四肢体幹に異常がないにも関わらず起立や歩行に何らかの異常が見られ、身体の平衡を保つ事が難しい人を指す。

☆適応訓練

社会の中で生活をしていく上で必要な集中力、対人関係能力、作業・仕事に対する持久力、環境に適応する能力等を養う訓練をすること。

☆同行援護

視覚障がい者に外出先で代筆、代読、移動、排せつ、食事等の移動に必要な情報の提供の支援を行うこと。

☆透析患者

腎臓の機能が低下し、腎臓の機能を代行する治療法（人工透析）を受ける患者を指す。

☆特定疾患治療研究事業

難病患者の医療費の助成制度。保険診療の治療費の自己負担分（3割相当）の一部を国と都道府県が公費負担して助成する事業→難病患者の自己負担額は0円。（但し、治療研究期間は、原則として1年間。）

☆特定相談支援事業所

「基本相談支援」と「計画相談支援」を行う事業所のこと。市町村が指定を行う。

***** な行 *****

☆内部障がい

肢体不自由以外の身体の内部の機能障害を指す。

☆難病患者

厚生労働省が定めた定義は、

1. 原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少ないこと。
2. 経過が慢性にわたり、経済的な問題や介護など家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい病気を持つ患者を指す。

☆難病患者等居宅生活支援事業

難病患者のQOL（生活の質）の向上のために、療養生活支援を目的としたサービス事業。地域における難病患者の自立と社会参加の促進を図るサービスが平成9年から始められたが、障害者総合支援法の施行に伴い、平成25年4月から障害者総合支援法に基づくサービスに統合された。

☆日常生活用具給付事業

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること。日常生活用具の詳しい説明は「6種類の用具」を参照。

☆日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るサービスのこと。

☆日中活動系サービス

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のサービスを指す。

☆認定審査会

正式名称は、笠岡市障害認定審査会という。保健、医療、福祉関係を専門する人6人以内の委員で構成されており、障害支援区分の認定等の審査や判定の案件が妥当であるかを審査する機関。

***** は行 *****

☆ハローワーク

国の厚生労働省が運営する就職支援・雇用促進のための求人・相談・指導等のサービスを提供する施設。

☆ピアサポート

同じような立場・個人的課題を抱える人同士が集まるミーティング形式の活動のこと。

☆PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）

事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進めていく手法の一つのこと。「PDCA」の意味は、“Plan（計画）” → “Do（実行）” → “Check（評価）” → “Act（改善）”の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善すること。

☆備後（びご）圏域

広島県福山市、尾道市、三原市、府中市、世羅町、神石高原町と、岡山県笠岡市、井原市の6市2町のこと。広島県と岡山県2県にまたがる圏域全体であることが特徴。

☆放課後等デイサービス

就学している障害のある子ども等に、学校終了後又は休業日に施設で生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を行うこと。

☆訪問系サービス

居宅介護（家事援助、身体介護、通院等介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所のサービスを指す。居宅まで来てもらい、サービス支援を受けることを指す。

☆保健所

地域住民の健康や衛生を支える公的機関の一つのこと。医師や保健師等を置き、衛生思想の普及・向上、栄養の改善、衛生の指導、病気の予防等を行う。

☆補装具

身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するために、障害個別に対応して設計・加工された同一製品を継続的に使用するもの。（但し、医師の処方が必要である。）

***** や行 *****

☆要約筆記者

言葉や音の情報を紙に書いて耳が不自由な人に情報を伝える人のこと。

***** へ行 *****

☆療育

障害を持つ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

☆療育手帳

知的に発達の遅れがあるため、社会生活に適応が難しいと判定された知的障がい者・児に交付される手帳。療育手帳は全国共通の制度ではなく、運用は自治体によって違う。

☆療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うこと。

☆朗読奉仕員

目が不自由な人に、声に出して詩や文章などを読んで聞かせる人のこと。

☆6種類の用具

障がい者等が安全かつ簡単に使用できるもので、日常生活の困難を助け、自立できるもの。そして積極的に社会参加ができる日常生活品として一般に普及していない用具のこと。

- ①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）
- ②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など）
- ③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）
- ④情報・意思疎通支援用具（点字器、情報収集や情報伝達や意思疎通等を支援する用具）
- ⑤排泄管理支援用具（ストーマ装具など）
- ⑥居宅生活動作補助用具（障がい者などが家の中で生活しやすいよう、用具を設置にするために行われる小規模な住宅改修費。）

笠岡市障がい福祉計画（第4期）

平成27年3月

発 行 岡山県笠岡市

編 集 笠岡市健康福祉部地域福祉課

〒714-8601

岡山県笠岡市中央町1-1

TEL 0865-69-2133

FAX 0865-69-2182